

第44号 あしすとはあく

郡山市市民活動サポートセンター（愛称：アシストパーク郡山）広報誌

特集

平成 28 年 6 月、特定非営利活動促進法が改正されました

「特定非営利活動促進法 改正ポイント解説」

4-5P

施行日

今回の特集は、4 月 1 日施行の内容
を解説（施行日 - 開始時期 - 3 種類）

対象

- NPO 法人すべてに適用される変更
- 認定・仮認定 NPO 法人向けの変更



改正の目的は、「NPO 法人の負担軽減」と「NPO 法人の情報公開の促進」です。

平成 29 年 4 月 1 日から施行される改正内容にフォーカスし、NPO 法人の皆さんへ今までとの違いや内容を解説します。

第 44 号 目次

表紙	特定非営利活動促進法改正について
2P	郡山市の団体紹介 ママブラス郡山アマービレ
3P	開催報告 こおりやま市民活動団体賀詞交歓会 2017
4P	特集①（平成 28 年改正） 特定非営利活動促進法 改正ポイント解説
5P	特集②（平成 28 年改正） 特定非営利活動促進法 改正ポイント解説
6P	4 月から変わります！① 市民活動サポートセンター
7P	4 月から変わります！② 市民活動サポートセンター
8P	市民活動応援講演会開催案内 春に募集が始まる助成金情報、編集後記

2017 年 1 月 28 日（土）に開催されました「こおりやま市民活動団体賀詞交歓会 2017」の開催報告を掲載。参加いただいた皆さんの「熱気！」をお伝えします。

3P



2P



郡山市の団体紹介コーナーは、吹奏楽（音楽）で市民活動をする団体ママブラス郡山アマービレさんをご紹介します。（2P）

いいね!!

6-7P

4 月から変わります！

平成 29 年の新年度に取り組むアシストパーク郡山の市民活動推進に向けた取り組みについてご案内します。

更にパワーアップして地域の市民活動団体・グループ、NPO 法人の皆様の活動をサポートして参ります。

ママブラス郡山アマービレ

お子さんと一緒に参加できる福島県唯一の吹奏楽団



代表 内海 智子 さん
ママブラス郡山アマービレ



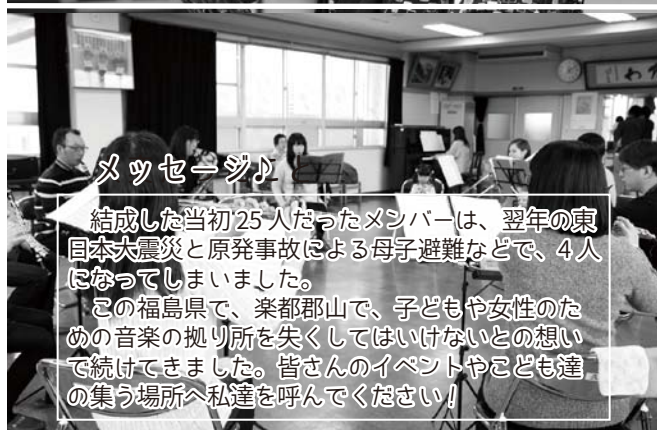
子供連れて練習に参加できるのがアマービレの特徴です！
演奏のオフアや仲間になりたい方もお待ちしております！
(下記公式 Web よりお問合せください)

ママブラス郡山アマービレは、平成 22 年に子育て世代のメンバーが集い結成し、楽団としては珍しい親子で参加できることをコンセプトとして活動しています。

子ども向けの曲を主なレパートリーとして郡山市を拠点に、吹奏楽の持つ音楽の魅力で、地域の方々に笑顔を届けるべく演奏活動をしています。

現在の活動は、幼稚園、保育園、高齢者施設、夏祭り、フリーマーケット、フェア、公民館行事など様々な団体・グループから出演の依頼をいただいて演奏をしています。

また、私たちはコンクールを目的としておりませんので、昔やっていらした方の入会、または使っていない楽器を役立ててほしいなどのお声かけをお待ちしております。



メッセージ♪

結成した当初 25 人だったメンバーは、翌年の東日本大震災と原発事故による母子避難などで、4 人になってしまいました。
この福島県で、楽都郡山で、子どもや女性のための音楽の拠り所を失くしてはいけないとの想いで続けてきました。皆さんのイベントや子ども達の集う場所へ私達を呼んでください！



公式団体 Web : <http://www.mamabrass.net/>



検索「ママブラス郡山」

こおりやま市民活動団体賀詞交歓会 2017 開催報告

開催日：2017 年 1 月 28 日（土）

こおりやま
市民活動団体
賀詞
交歓会
2017

2017
1/28
土

おいでよ！みんなでつながろうよ！！



1 月 28 日（土）ホテルプリシード郡山にて、「協働のまちづくり」を目的に地域の社会課題の解決に取り組む NPO 法人、社会的企業、地縁団体、ボランティア団体、公益法人等の多様な市民活動団体が、相互の繋がりを持つための機会として集い賀詞交歓会を開催しました。

市長挨拶

いいね！！

市民活動団体やグループ、NPO 法人の皆さんの活躍に大きな期待を寄せているとのメッセージ

平成 29 年度も元気に活動していくことを誓い「乾杯！！」しました。

いいね！！

協働事例発表

活動アピール



特集① 特定非営利活動促進法（NPO 法）改正ポイント解説

Start
4/1〜特集

（平成 28 年 6 月改正）

特定非営利活動促進法（NPO 法）改正の概要

平成 28 年 6 月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立しました。

（平成 28 年 6 月 7 日公布。一部施行済み。実質 3 回に分けて施行されます。※注 1）

今号では、**平成 29 年 4 月 1 日施行**内容の解説をいたします。項目は、対象別、変更前、変更後の内容など整理して掲載いたしました。

※注 1 ① 既に施行されているもの ② 本年 4 月 1 日より施行されるもの ③ 施行日が決定していないもの（施行開始日が 3 種類あります）

Start
4/1〜

対象：すべての NPO 法人

○NPO 法人の認証申請時書類の縦覧期間の短縮

目的	【NPO 活動の推進】
変更点	変更前 2 ヶ月間の縦覧期間（合計約 4 ヶ月） 変更後 1 カ月間の縦覧期間 ※ 1 カ月短縮 インターネットの利用により公表
備考	※施行日以後の申請に適用

準備しましょう！



Start
4/1〜

対象：すべての NPO 法人

平成 29 年度の事業報告書等から 5 年間の備置期間が適用

○事業報告書等の備置期間が延長されます

目的	【NPO 法人の情報公開の促進、信頼度の向上】
変更点	変更前 翌々事業年度の末日まで（約 3 年間） 変更後 「作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」（約 5 年間）
対象書類	事業報告書、活動計算書、貸借対照表等、財産目録、年間役員名簿、社員名簿（前事業年度末日 10 名以上）
備考	※施行日以後に開始する事業年度に関する書類に適用されます。 ※所轄庁で閲覧・謄写が出来る書類も、過去 5 年間に提出された書類となります。

解説

例－1 ※図 A 参照

3 月末決算の NPO 法人は、**平成 29 年度事業の対象書類から適用**となり、平成 30 年の 4 月以降に**作成する書類等**が、最初の 5 年間備置対象となります。

解説

例－2 ※図 A 参照

9 月末決算の NPO 法人は、**平成 29 年度事業の対象書類から適用**となり、平成 30 年の 10 月以降に**作成する書類等**が、最初の 5 年間備置対象となります。

図 A

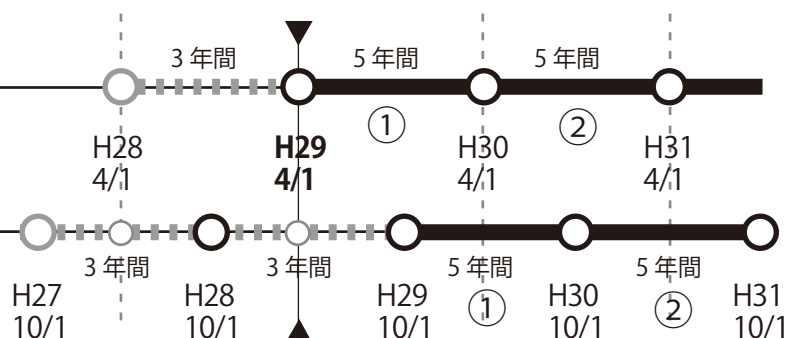
※①平成 29 年度事業 ②平成 30 年度事業

例－1 3 月末決算の法人

平成 29 年度事業の対象書類から適用となり、平成 30 年の 4 月以降に作成する書類等が、最初の 5 年間備置対象。

例－2 9 月末決算の法人

平成 29 年度事業の対象書類から適用となり、平成 30 年の 10 月以降に作成する書類等が、最初の 5 年間備置対象。



特集② 特定非営利活動促進法（NPO 法）改正ポイント解説

Start
4/1

対象：認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人

平成 29 年度の事業報告書等から 5 年間の備置期間が適用

○ 事業報告書等、役員報酬規定等の備置期間が延長

目的	【NPO 法人の情報公開の促進、信頼度の向上】
変更点	変更前 翌々事業年度の末日まで（約 3 年間） 変更後 「作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」（約 5 年間）
対象書類	事業報告書、活動計算書、貸借対照表等、財産目録、年間役員名簿、社員名簿（前事業年度末日 10 名以上） 上記に加え、前事業年度の役員報酬規定、職員給与規定、助成金支給実績関係書類等（法 54 条関係）
備考	※施行日以後に開始する前事業年度に関する書類から適用されます。 ※所轄庁で閲覧・謄写が出来る書類も、過去 5 年間に提出された書類となります。

解説

例－1 (4P)※図 A 参照

3 月末決算の NPO 法人は、**平成 29 年度事業の対象書類から適用**となり、平成 30 年の 4 月以降に作成する書類等が、最初の 5 年間備置対象となります。

解説

例－2 (4P)※図 A 参照

9 月末決算の NPO 法人は、**平成 29 年度事業の対象書類から適用**となり、平成 30 年の 10 月以降に作成する書類等が、最初の 5 年間備置対象となります。

Start
4/1

対象：認定 NPO 法人・仮認定 NPO 法人

平成 29 年 4 月 1 日を含む事業年度内の海外送金は、従来どおり

○ 認定 NPO 法人等の海外送金等に関する書類の事後届出への 1 本化等

目的	【負担軽減】
変更点	変更前 200 万円超の海外送金等については、都度、事前に所轄庁に書類提出義務 変更後 事前提出を不要とし、金額に関わらず <u>毎事業年度 1 回の事後提出とする</u>
備考	※施行日（平成 29 年 4 月 1 日）に既に認定を受けている法人は、施行日の属する事業年度以前における海外送金等については、従来通り、事前の書類作成、備置き、所轄庁への事前提出が必要です

解説

例－3 (5P)※図 B 参照

3 月末決算の認定 NPO 法人は、**平成 29 年 4 月 1 日を含む事業年度内の海外送金等については、従来通りになります。**（平成 30 年度から適用）

解説

例－4 (5P)※図 B 参照

9 月末決算の認定 NPO 法人は、**平成 29 年 10 月 1 日以降の新年度から適用**となります。

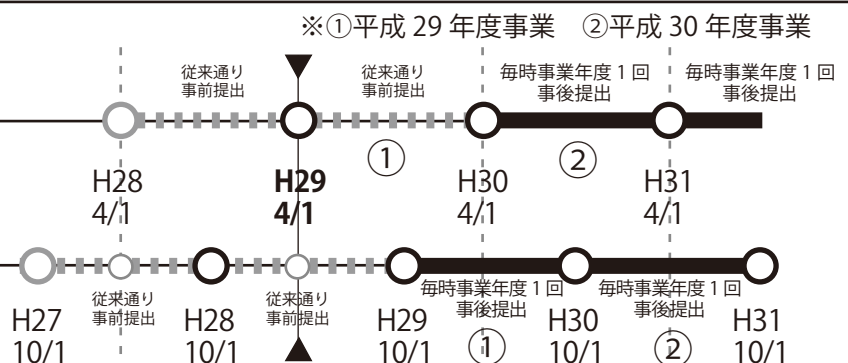
図 B

例－3 3 月末決算の法人

平成 30 年度事業から適用となり、平成 29 年度中は、従来通り事前に書類の提出義務となります。

例－4 9 月末決算の法人

平成 29 年度事業から適用となり、10 月 1 日以降の海外送金に関して、事後提出が適用となります。



Start
4/1

対象：仮認定 NPO 法人

○ 仮認定 NPO 法人の名称変更

目的	【NPO 活動の推進】
変更点	変更前 「仮認定」 特定非営利活動法人（NPO 法人）の名称 変更後 「特例認定」へ変更

○ 追記 ○

今回の改正に伴い、既に施行が開始されている、NPO 法人に対して内閣府 NPO 法人ポータルサイト等を活用した積極的な情報の公表に努めるように努力義務が規定されました。

また、未だ施行日が決まっていない項目として、「貸借対照表の公告及びその方法」については、決定次第あらためてご案内する予定です。

4月から変わります！① 市民活動サポートセンター

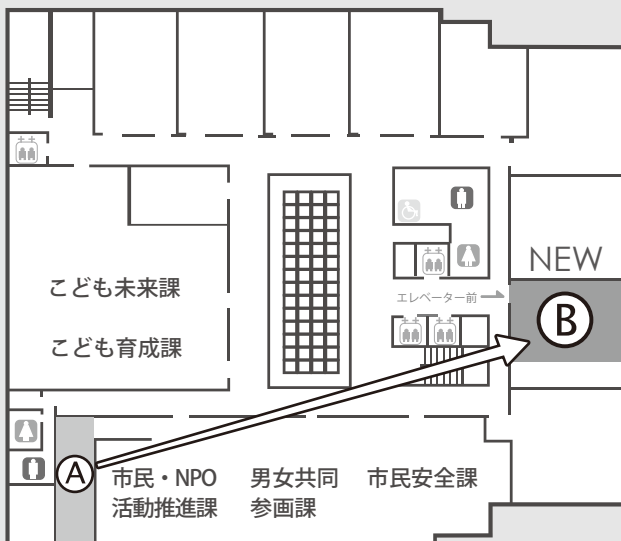
市民と行政の協働によるまちづくりをさらに推進するため、市民活動サポートセンターが4月から変わります。主な変更点をお知らせします。

※平成 29 ～ 31 年度の郡山市市民活動サポートセンター業務は、特定非営利活動法人うつくしま NPO ネットワークが引き続き受託します。

① 利便性が向上します

市民活動サポートセンターの場所が市役所西庁舎 3 階の(A)から、同じフロア内でエレベーターを降りてすぐの、(B)の場所に移ります。

スペースが約 1.5 倍広くなり、市民の皆さんが利用しやすい環境になります。



市役所西庁舎 3 階 フロア案内図

広くて入りやすくなるね！



② 市民活動の輪を広げる「縁結び事業」を強化します

「社会貢献をしたい」「まちづくりに協力したい」という事業者などと、市民活動団体のニーズをつなげる「縁結び事業」の対象に、新たに「個人」を追加します。

今後は、ボランティア希望者と市民活動団体間のマッチングなども行います。

事業者、
市民活動団体など



市民活動団体

(ボランティア団体
NPO 法人、任意団体など)

NEW

個人
(ボランティア希望者など)



4月から変わります② 市民活動サポートセンター

③「市民活動交流サロン」を開催します

市民活動団体などがお茶を飲みながら気軽に交流し、情報交換できる「市民活動交流サロン」を開催します。（開催時期や開催場所など詳しくは、ウェブサイトで随時お知らせします。）



是非、ご参加ください！

毎回テーマを設定し開催します
例：私達の資金調達発表！
（クラウドファンディング）
市と協働したい！など

④ ウェブサイトをリニューアルします

4月から段階的にウェブページをリニューアルします。これまでどおり助成金情報や講座・セミナー情報を提供するほか、団体情報の充実化を進めます。

団体情報が充実

団体ごとに独立してページを作成。団体の連絡先や活動情報はもちろん、写真や取材内容も掲載するなど、団体情報を充実させます。

活動内容

団体 PR

市民活動団体を探しやすく

キーワード検索のほか、組織形態、活動分野などからも、市民活動団体を探すことができますようになります。

市民活動団体を探す

組織形態で探す

☐ NPO 法人 ☐ その他の法人 ☐ 任意団体

活動分野で探す（特定非営利活動）

その他の条件で探す

☐ 会員募集 ☐ 寄付募集

☐ ボランティア募集 ☐ 参加者募集

